

資 料

## 国際連合行政裁判所規程

Material: Statute of the Administrative  
Tribunal of the United Nations

助 教 授 谷 本 治 三 郎

国際組織とその事務局職員との関係は契約的性質をもつが、それに関連して、不利益な処分を受けた場合に職員に司法的な救済の手段を与えるように、国際組織の内部にそのための特別の裁判所、国際行政裁判所を設けることが行われている。その嚆矢となったのは、国際連盟が1927年に暫定的に1931年には常設的な機関として設置した行政裁判所であるが、この裁判所は、1946年の国際連盟の解散にともなって、ILOが承継してILO行政裁判所となった。国際連合に行政裁判所を設けることは、はやくも国際連合準備委員会がその旨勧告していたが、そういった公務員制度になじまない米ソなどが事務総長の人事権との関係で難色を示したことなどで、1949年まで遅れた（Cf. M. B. Akehurst, *The Law of Governing Employment in International Organizations*, p. 14）。なお、国際連合行政裁判所は、その規程第14条によって、国際連合の職員のみではなく、専門機関の職員にも開かれることになっているが、現在、ICAOとIMCOが裁判所の管轄を受諾している。以下は国際連合行政裁判所規程の仮訳を試みたものである。第8国連総会での改正は、第9条を改めて、判決であらかじめ補償額を定めるとしたものであり、第10総会での改正は、新たに2カ条を加えて、行政裁判所判決の国際司法裁判所による再審査（第11条）と再審（第12条）のための規定をおいたものである。テキストは、United Nations Publication; *United Nations Administrative Tribunal, Statute and Rules, Provisions in force with effect from 3 October 1972, AT/11/Rev. 4, 1972* に拠った。

## 国際連合行政裁判所規程

採択 1949年11月24日総会決議351A(IV)

改正 1953年12月9日総会決議782B(VIII)

〃 1955年11月8日総会決議957(X)

第1条 この規程によって国際連合行政裁判所という名の裁判所が設置される。

第2条 1 裁判所は、国際連合事務局職員の雇用契約もしくは任用条件の不履行を申し立てる請求について審理し判決をする権限をもつ。ここでいう「契約」および「任用条件」には、職員年金規程をも含めて、申し立てられた不履行の時に於いて効力を有したすべての関連ある規程および規則が含まれる。

2 裁判所は次の者に開かれる。

(a) その任用が終了した者をも含めて国際連合事務局職員、および職員の死亡によって職員の権利を承継した者。

(b) 職員規程および規則の規定を含めて任用契約もしくは任用条件によって職員が援用することができる権利に対して資格を与えられていることを示すことができる者。

3 裁判所が管轄権を有するかどうかについて争がある場合には、裁判所の決定で解決される。

4 但し、裁判所は、その不服の原因が1950年1月1日より前に生じた請求を受理する権限をもたない。

第3条 1 裁判所は、7人の所員によって構成される。そのうちいずれの2人も同一国の国民であってはならない。但し、個々の事件については3人の所員のみで法廷を構成する。

2 所員は、3年の任期で総会によって任命され、再任されることが出来る。但し、最初に任命された所員のうち、2人の所員の任期は1年の終りに終了し、2人の所員の任期は2年の終りに終了する。任期がまだ終了しない所員の後任として任命される所員は、前任者の任期の残存期間中在

国際連合行政裁判所規程（谷本）

任するものとする。

- 3 裁判所は、その所員のうちから裁判所長および2人の裁判所次長を選挙する。
- 4 事務総長は、裁判所に事務長およびその他の必要な職員を提供する。
- 5 裁判所の所員は、これ以上は勤務に不相当であると他の所員全員が認める場合を除く外、解任することはできない。
- 6 裁判所の所員が辞任する場合には、辞表は、裁判所長に提出され、事務総長に転達される。この転達によって空席が生ずる。

第4条 裁判所は、裁判所リストに裁判所長が開廷することを正当と認める事件が載せられているとき、裁判所規則に定める期日に通常の法廷を開く。裁判所リストに載せられている事件によって必要とされるときは、裁判所長は、臨時の法廷を召集することができる。

第5条 1 国際連合事務総長は、裁判所の活動のため必要な行政的取極めを行う。

2 裁判所の費用は、国際連合が負担する。

第6条 1 この規程の規定に従い、裁判所は規則を定める。

2 規則には次の事項に関する規定が含まれる。

- (a) 裁判所長および裁判所次長の選挙
- (b) 開廷のための裁判所の構成
- (c) 請求の提起および手続
- (d) 第2条第2項によって裁判所がその者に対して開かれており、判決によってその権利が影響を受ける者の参加
- (e) 事件の当事者ではなくとも、第2条第2項によって裁判所がその者に対して開かれている者からの事情についての審問
- (f) および一般に、その他の裁判所の活動に関する事項

第7条 1 請求は、当該関係者が事前に争を職員規程で定められている合同訴願審議会に付託し合同訴願審議会が意見を事務総長に送付した後でなければ受理することはできない。但し、事務総長と請求者が直接に行政裁判所に請求を提起することに合意した場合はその限りでない。

- 2 合同訴願審議会の勧告が付託された申立てを支持した場合には、またこの場合に限り、裁判所への請求は、事務総長が次のことをなした場合に、受理される。
  - (a) 勧告を拒否した場合
  - (b) 意見が送付されてから30日以内になんらの措置もとらなかった場合
  - (c) 意見が送付されてから30日以内にその勧告に従わなかった場合
- 3 合同訴願審議会の勧告が、事務総長はそれを受諾したが、請求者に不利なものであった場合には、またこの場合に限り、請求は、合同訴願審議会が全会一致でそれを取るに足らないと認めない限り、受理される。
- 4 請求は、本条第2項でいう各日時および期間から算えて90日以内に提起されないとき、もしくは請求者に不利な勧告を含む合同訴願審議会の意見の送付の日から算えて90日以内に提起されないときは、受理することはできない。本条第2項および第3項によって、裁判所に請求を受理せしめる事情が、裁判所の最初の開廷の告知の日より以前にある場合は、90日の期限は告知の日より算える。但し、請求者のためのこの期限は、死亡した職員の相続人もしくは自己の事務を処理する立場にない職員を受託者が当該職員に代って請求を提起する場合は、1年に延長される。
- 5 特定の事件において、裁判所は期限に関する規定の停止を決定できる。
- 6 請求の提起は、争われている処分を停止する効果をもたない。
- 7 請求は、国際連合の5つの公用語のいずれかによって提起することができる。

第8条 口頭手続は、裁判所が特別の事情によって公開としないことを決定しない限り、公開とする。

第9条 裁判所は、請求に充分な根拠があると認めたときは、争われている処分の取消し、もしくは援用された義務の特定履行を命じなければならない。同時に、裁判所は、事務総長が判決の通告から30日以内に国際連合の利益のために請求者に対してこれ以上の措置をとる替りに補償の支払いを決定する場合に備えて、請求者がこうむった損害を補償する金額を、請求者の純基本給2年分に相当する額を越えない条件で、定める。

但し、特別な場合において、裁判所が正当であると認めるときは、より高い補償金の支払いを命じることができる。裁判所は、判決理由を述べるさいに、そのような命令を付さなければならない。

2 裁判所は、職員規程および職員規則に定められた手続が順守されなかったと認められた場合は、事務総長の要請によってまた本案の決定の前に、必要な手続をとるかもしくは必要な訂正を行うよう事件を差しもどすことができる。事件が差しもどされた場合、裁判所は、手続の遅延によってもたらされた損失に対する補償金を、純基本給3カ月分に相当する額を越えない範囲内で、請求者に支払うよう命じることができる。

3 適用しうるすべての場合において、補償額は、裁判所によって定められ、国際連合によって、もしくは、そうすることが適当な場合は、第14条のもとで参加する専門機関によって、支払われる。

第10条 1 裁判所は、すべての決定を過半数で表決する。

2 第11条および第12条の規定に従うことを条件として、裁判所の判決は終結とし上訴を許さない。

3 判決には、その基礎となる理由を掲げる。

4 判決は、国際連合の5公用語のいずれかで作成されなければならない。

原本2通を作成し、それらは国際連合事務局の文書課に寄託されるものとする。

5 判決の謄本は、事件の各当事者に送付される。また、利害関係者が要請すれば入手しうるものとされなければならない。

第11条 1 加盟国か、事務総長か、もしくは判決がそれに関連して下された個人（死亡によって当該個人の権利を承継した者を含む）かが、裁判所がその管轄権もしくは権限を踰越したか、裁判所に付与された管轄権の行使を怠ったか、国際連合憲章の規定に関する法律問題について判断を誤ったか、手続の上で根本的な誤りを犯して裁判欠如をもたらしたかを根拠として、判決に不服を申し立てた場合には、判決の日から30日以内に、本条第4項によって設置される委員会に対して、当該事項について国際司法裁判所の勧告的意見を要請するよう書面で請求を行うことができる。

- 2 本条第1項による請求が受理されてから30日以内に、委員会は、請求に実質的根拠があるか否かを決定する。委員会は、そのような根拠が存在すると決定した場合は、国際司法裁判所の勧告的意見を要請しなければならない。事務総長は、第1項にいう個人の見解を国際司法裁判所へ転達するよう取りはからわなければならない。
- 3 本条第1項による請求がなされないか、もしくは、本条において定める期間内に、委員会が勧告的意見を要請する決定をしなかった場合は、裁判所の判決は最終的となる。勧告的意見の要請がなされた場合には、事務総長は、国際司法裁判所の意見に効果を与えるか、もしくは、裁判所に原判決を確認するかまたは国際司法裁判所の意見に従って新しい判決を下すために特別に開廷するよう要請しなければならない。特別に開廷することが要請せられなかった場合には、裁判所は、次の開廷のときに、原判決を確認するかもしくは判決を国際司法裁判所の意見に一致するようにしなければならない。
- 4 本条の目的のために、委員会が設置され、国際連合憲章第96条第2項によって国際司法裁判所の勧告的意見を要請する権限が与えられる。委員会は、最近の通常総会の一般委員会に代表を出した加盟国によって構成される。委員会は、国際連合本部において会合し、また委員会の規則を定める。
- 5 裁判所が当該個人を支持した補償裁定を下しかつ委員会が本条第2項によって勧告的意見を要請した場合に、事務総長は、他の方法によっては当該個人の利益の保護にさしさわりのあると認めるときは、勧告的意見の要請の決定後15日以内に、裁判所が裁定した補償額全体の3分の1を、もし解職給付金がすでに支払われておればそれを差し引いて、当該個人に前払いしなければならない。但し、そのような前払金が国際司法裁判所の意見に従って当該個人に与えられるとされる額を越えていた場合は、その越えた額を、当該個人は、本条第3項による裁判所の処置があったから30日以内に、国際連合に返還しなければならない。

第12条 事務総長もしくは請求者は、決定的な要素となる性質をもった事実で

あって、判決が与えられた時には裁判所にもまた再審を請求する当事者にも知られていなかった事実の発見を根拠にして、常にその知られなかったことが過失によらないことを条件として、裁判所に判決の再審を請求することができる。請求は、当該事実の発見から30日以内、判決の日から1年以内になされなければならない。判決における書誤もしくは計算間違、あるいは判決における偶然的な誤りや欠落による間違は、裁判所によって、裁判所自身の発意であるいは当事者いずれかの請求に基づいて、いつでも訂正することができる。

第13条 この規程は、総会の決定によって改正することができる。

第14条 裁判所の権限は、国際連合憲章第57条および第63条の規定に従って国際連合事務総長が各当該機関との間に締結する特別協定で定められた条件に基づいて国際連合と関係をもつにいたった専門機関に拡張されることことができる。そのような特別協定には、当該専門機関は裁判所の判決によって効束されること、当該専門機関はその職員に関して裁判所が裁定する補償を支払う責任を負うことが規定されなければならない、とりわけ、裁判所の活動のための行政的取極めに専門機関が参加することについてのまた裁判所の費用を専門機関が分担することについての規定が含まれなければならない。

